

性犯罪に関する刑法規定の見直しを求める意見書

性犯罪は、被害者の人格や尊厳を著しく侵害し、心身に重大な後遺症を残す深刻な犯罪である。その悪質性、重大性に対して、これまでの刑法の規定では不十分であるという声の高まりを受け、平成29年6月の刑法改正において、性犯罪に関する規定の見直しが行われた。

しかし、平成31年3月には、被害者の同意のない行為だと認定されながらも抵抗不能な状態であったと認定することはできないなどとして、無罪とされる判決が相次ぎ、現行の規定のもとでは被害の実態に即した対処が行われているとは言い難い状況である。

平成29年の刑法改正においては、「近年の性犯罪の実情等に鑑み、事案の実態に即した対処をする」という改正法の趣旨を踏まえた対応について、政府及び最高裁判所に格段の配慮を求める附帯決議が衆参両院で採択され、また改正法の附則においても「施行後3年を目途として」施策の在り方を検討し、必要があると認めるときは所要の措置を講ずることとされている。

国におかれては、この趣旨を尊重し、施行後3年に当たる本年7月に向け、被害の実情に即した性犯罪に関する刑法規定の見直しについて、次の事項を踏まえた上で、取り組まれることを求める。

- 1 心理学的・精神医学的知見等についての調査研究データや性犯罪等被害の実態調査結果等を早急にとりまとめ、規定の見直しに反映させること。
- 2 不同意の性行為を刑法に位置付けること。
- 3 地位関係性を利用した性犯罪の規定を設けること。
- 4 現行では軽犯罪法又は迷惑防止条例等によって対応されている盗撮行為を刑法に位置付けること。
- 5 子どもや障がい者など、社会的弱者が被害者となった事案について、司法面接制度を関連法に位置付けること。
- 6 平成29年改正時の国会附帯決議の内容を遺漏なく実施し、必要に応じて運用を見直し、次期法改正に反映させること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和2年3月24日

鳥 取 県 議 会

衆 議 院 議 長
参 議 院 議 長
内 閣 総 理 大 臣
法 務 大 臣 様
厚 生 労 働 大 臣
国 家 公 安 委 員 会 委 員 長
内閣府特命担当大臣(男女共同参画)